

作成日： 令和3年3月1日

科目名		建築法規III					
担当教員		石井 孝典・佐藤 静		実務授業の有無	○		
対象学科		建築士専攻科	対象学年	1	開講時期 前期		
必修・選択		必修	単位数		時間数 112		
授業概要、目的、授業の進め方		建築基準法及び都市計画法等によって建築物を計画・設計するうえでの様々な法規制がなされ、また、時代の変化に対応して改正がなされている。最新の建築関連法規を座学と演習を通して学ぶ。①建築関連法規に準拠した建築構造・機能などの重要性を学ぶ。②建築計画の最低基準を定めた重要な分野であるとの認識で、法規の制度・規制内容を理解する。③図説講義→課題→振り返り→確認→習得を繰り返すことで、質の高い建築技術を習得する。④また、二級建築士試験合格を目指し、模擬テスト等で実力を養う。					
学習目標 (到達目標)		最新の建築基準関連法規の制度やその規制内容等についての知識を修得し、建築物の設計・工事監理に関する法令・技術基準を修得することで、二級建築士合格、実務技術の修得を目標とする。					
テキスト・教材・参考図書・その他資料		2級建築士講座テキスト【学科II建築法規】総合資格学院 2級建築士問題集【学科II建築法規】総合資格学院					
NO.	授業項目、内容			学習方法・準備学習・備考			
1	建築基準法 用語の定義 確認申請・建築手続			基準法上の用語の定義を具体例を示し、解説する。また、確認申請等の諸手続きについて、用語とともに理解を深める。			
2	建築基準法 面積・高さ等の算定 一般構造			敷地面積・建築面積・延べ面積・高さ・階数の原則と、計算上の例外規定について正しく算定できるようにする。採光・換気・建築設備について理解する。			
3	建築基準法 耐火・防火 防火地域・準防火地域			用語の定義である耐火や防火から、各種性能の該当条文に辿り着き、正しく読み取る。防火地域・準防火地域では、建築物の規模や用途に応じた構造を理解する。			
4	建築基準法 防火区画 避難施設等／内装制限			防火区画では主に堅穴区画と異種用途区画について、避難施設は条文構成の理解や原則と例外規定について、内装制限は制限を受ける建築物の用途とその仕上げの関連性を学ぶ。			
5	建築基準法 構造計算・構造強度			木造では柱・梁・筋かい等、鉄筋コンクリート造では柱等のかぶり厚さ・鉄筋の接手等、鉄骨造では接合・有効細長比等の出題に対応した知識を身に付ける。			
6	建築基準法 敷地等と道路 用途地域			基準法第3章の適用区域、道路の定義、敷地との関係、道路内の建築制限など、出題傾向に合わせた学習をする。用途地域は別表第2から建築制限を理解する。			
7	建築基準法 建蔽率 容積率			建蔽率は、緩和や適用除外の規定を理解し、建築面積の最高限度を求める。容積率は、前面道路幅員との関係や延べ面積に算入しない部分を把握し計算の手順を身に付ける。			
8	建築基準法 高さ制限・日影規制 雑則・その他の規定			高さ制限は、主に道路高さ・北側高さの基本的な計算問題を手順通りに解けるようになる。雑則や罰則は、該当条文を引けるようになり、融合問題に幅広く対応する。			
9	建築士法			建築士の級別に設計・工事監理できる範囲や業務内容を把握し、実務でも生かせる確実な知識とする。			
10	その他の関係法令			高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律をはじめとし、近年注目される関係法令の概要を学ぶ。			
評価方法・成績評価基準				履修上の注意			
平常点 %	課題 %	模擬試験 90 %	小テスト 10 %	卒業後、実務において建築物の設計及び工事監理等ができるよう建築基準法・関連法規を十分理解してもらうため、重要項目は繰り返し解説をする。そして二級建築士の合格を目指す。			
成績評価基準は A(80点以上)・B(70点以上)・C(60点以上)・D(59点以下)とする。							
実務経験教員の経歴		石井 孝典：一級建築士として、建築物の設計・工事管理について、15年間携ってきた。 佐藤 静：一級建築士・インテリアコーディネーター・福祉住環境コーディネーター1級として、住宅設計に10年携わってきた。					